

# 持家融資規程

制定2014年10月1日

改定2018年4月1日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、財形住宅金融株式会社（以下「財住金」という）を通じて行う財形持家転貸融資および財住金フラット35の取り扱いについて定め、従業員の持家取得を促進し、生活の安定を図ることを目的とする。

(融資資格)

第2条 財住金の融資の申込みができる従業員は、次のとおりとする。ただし、融資の種類により別に定める資格がある。

- (1) 勤続年数が1年以上の社員・嘱託で、満20歳以上満60歳以下の者
- (2) 自己が所有し、自己が居住する住宅（土地を含む）の新築、購入または増改築する者（ただし、増改築は財形持家転貸融資のみ）
- (3) 既に住宅ローンを返済中で、借換える者（財住金フラット35のみ）

(融資の種類)

第3条 融資の種類は次の通りとする。

- (1) 財形持家転貸融資（以下「財形融資」という）
  - (2) 財住金フラット35（以下「フラット35」という）
- 省略 -----

## 第5章 補助金

(補助金の目的)

第38条 従業員が財形融資を利用して住宅を取得しやすくする為に、不足資金貸付と補助金により後押しすることを目的とする。

(補助金の条件)

第39条 従業員が住宅を取得する場合に、下記条件を満たした者に補助を行う。

1. 10年以上当社で財形貯蓄をしている
2. 35歳に到達している
3. 財形貯蓄の残高が100万円に達している

(補助の内容)

第40条 従業員が前条の条件を満たした場合に下記の補助を行う。

1. 上限200万円、返済期間15年として、無利息で本人へ貸付けを行う。
2. 1. の貸付金は、財形貯蓄の臨時積立金とする。
3. 毎月返済額の半額を「住宅特別手当」として本人の給与に上乗せし、支給する。
4. 返済期間内に退職した場合は、残金の全額を一括返済する。

付 則 1. この規程は2018年4月1日から施行する。  
2. この規程の改廃は管理部が立案し、社長決裁の稟議手続により行うものとする。